

議案第9号

愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険
条例の一部改正について

愛西市国民健康保険支払準備基金条例（平成17年愛西市条例第67号）
及び愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を
改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険 条例の一部を改正する条例

(愛西市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正)

第1条 愛西市国民健康保険支払準備基金条例（平成17年愛西市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の保険給付費」を削る。

第7条中「経済事情の変動、災害の発生その他の理由により保険給付費に要する」を「国民健康保険事業の実施に必要な」に、「埋める」を「補う」に改める。

(愛西市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を次のように改正する。

目次中「愛西市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 愛西市が行う国民健康保険」を「第1章 愛西市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正)

2 愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。